

社会福祉法人広島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、並びに退職手当の支給及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員等の報酬等)

第2条 常勤の役員(広島市から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)を除く。)に対して、報酬並びに通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 2 報酬は月額とし、広島市長と協議して、会長が定める。
- 3 通勤手当の額、支給条件及び支給方法は、市社協の職員の例による。
- 4 管理職員特別勤務手当の額及び支給条件は、広島市長と協議して会長が定める。
- 5 期末手当及び勤勉手当の額は報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、市社協の職員の期末手当又は勤勉手当の例により、一定の割合(広島市を退職後採用された役員については、広島市長と協議して会長が定める割合)を乗じて得た額とする。
- 6 報酬、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれ、市社協の職員の給料、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

(派遣職員である常勤役員等の給与)

第3条 派遣職員である常勤の役員に対しては、給与を支給する。

- 2 給与の種類、額、支給条件、支給方法については、広島市職員の例による。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 役員等(常勤の役員及び広島市職員を除く。)が理事会、監事会、評議員会その他会長が定める会に出席したときは、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は日額とし、会長が定める。

(退職手当)

第5条 常勤の役員(派遣職員及び広島市を退職後採用された職員を除く。)が退職したときは、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して退職手当を支給する。

- 2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の報酬の月額に、勤続1年につき100分の100を乗じて得た額とする。
- 3 退職手当の支給条件及び支給方法は、市社協の職員の例による。

(役員等の費用弁償)

第6条 役員が市社協の用務により市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は会長が定めるものとし、支給条件及び支給方法については、広島市職員の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例17号)の規定を準

用する。

- 3 派遣職員である常勤の役員及び広島市職員である非常勤の役員の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、広島市職員の例による。

(委任規定)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 広島市を退職後この規定の施行の日前に採用された役員の退職手当については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

非常勤役員等の報酬に関する基準

- 1 この基準は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（以下「規程」という。）第4条について必要な事項を定める。
- 2 規程第4条第1項における「その他会長が定める会」の具体的基準を下記のとおりとする。
 - 1) 本会定款第20条に基づき設置された部会及び委員会。
 - 2) 全国社会福祉協議会、県社会福祉協議会、指定都市社協・民児連連絡協議会、中国ブロック会議など本会が構成員になっている会議で、報酬が支払われないもの。
 - 3) 本会が主催又は後援している行事。
 - 4) 定例的に行う内部会議（幹部会など）。
 - 5) その他役員等の出席が必要と認められる会。
- 3 この基準により、会議等に非常勤役員等が出席した場合に支給する報酬の日額を別表のとおり定める。
- 4 この基準により支給する報酬は、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分に関わらず重複して支給しないものとする。
- 5 この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。

(別 表)

会 議 等 の 区 分		報酬の日額	備 考
1	理事会	5,000円以内	
2	監事会	5,000円以内	
3	評議員会	5,000円以内	
4	本会定款第20条に基づき設置された部会及び委員会	5,000円以内	
5	上記以外の会議等	5,000円以内	